8割以上、または被害を受

た面積がそれに準ずる割

政

天草つんのでフェスタ

を募集します。 運営に参加した

8月11日 8月15日 9

9月 6日 🗵

9月 7日 🗷

9月 6日 🕸

9月 1日 🕀

9月 2日 🗟

9月 1日 🖈

る

「成人式」の企画

・新和・五和地域で開

市計画

図書の縦覧ができま

2 女共同参画啓発イ 来年2月に開催予定の男 7天草つんのでフ 実行委員を募集

実行委員を募集します。

ェスタ」を企画・

場合)、 | 即 | 問 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー に、氏名・団体名(団体の**申込方法** 8月26日逾まで 募集人員 活動内容 フェスタの準備・運営。 し込んでください 開催する企画・運営会議、 連絡先を電話で申 2人程度。 9月から毎月

渡・有明・倉岳・栖本・天草・

平成29年1月3日必本

実行委員を募集します平成29年「成人式」

ぽぽらす

な

図

8

2

0

画道路の変更について、都県が決定した本渡都市計

関心のある団体・個人。 男女共同参画に興味 運営する 内容 除き、 市内五和町御領2942番 郵申問〒863-220 電話番号を記入)で申し込 望と、住所・氏名・性別・ 名〕地区成人式実行委員希 AX399032 ([開催地 に、電話またはハガキやF 応募方法 や、式典当日の司会・受付 日開催も可能)。 ※会議の開催日は第1回を 月の会議に出席できる人。 する新成人で、 んでください。 内) 1339003 (五和農業情報センタ 成人式の企画・立案 平成29年同式に参加 天草市役所・生涯学 実行委員で決定 8月26日 金まで 9月から12

決定(変更)しました

い新成人者 理課、 縦覧場所 内 容 祝日を除く)。 午後5時15分(土・日曜日) 縦覧時間 区域の変更。 類 · 6 · 1 号本渡港瀬戸 天草広域本部技術管 本渡港瀬戸線の一部 本庁 (別館)・都 午前8時30分~ 県土木部都市

ごみ収集日を変更します

☎096(333)2524

市

対 象 地

船之尾、東町、大門口、亀

港町、亀場町(新田)、楠浦町

(新田西、新田中、新田東、舟

津1、舟津2・3、舟津4・5、舟

津6、今村、釜、錦島、大友尻)

小松原、志柿町(志柿東、宇

土、村下、志柿中央、志柿西)

燃やせないごみ

燃やせないごみ

場町(上、恵比曽)

固定資産税を免除します事業者にかかる

建つ部分の土地、事業に使却設備(家屋やその家屋が 除く)を行うための特別償 術利用事業(コー るためには申請が必要です 例があります。 振興や雇用拡大のため、 定資産税を課税免除する特 ―)・旅館業 (下宿営業を 企業誘致の促進と、産業 製造業・情報通信技 免除を受け ルセンタ

免除期間 3年間。 初に課税される年度を含む

取得価格は 以内に家屋の建設に着手す 地は取得日の翌日から1 るものに限ります。 00万円を超えるもの。 \mathcal{O} 合計額が

固定資産税が最

事業者。 を取得、新・学 を取得、 増設し

た 装

適用基準 成29年1月1日までに新 した特別償却設備で、 月2日から平 2 7

奨励措置(工場等の建設費や地場産業の振興のためのを受けた場合は、企業誘致 0 5 0 を受けた場合は、企業誘致適用工場などとして指定 用奨励金などの交付) や用地の取得費の補助、 っています。

ダム建設事務所内)☆306 問本庁・課税課(旧天草地域

申請期限 平成29年 i 月 31

河内、打田、馬場

※その他の地区は、「家庭ごみ・資源物出し方カレン ダー」でご確認ください。

間本庁・環境施設課(旧農政局事務所内)☎327861

水道局からのお知らせ

不能となった面積が全体のにより作付不能または使用失、水没、埋没、崩壊など

減免基準

【土地】災害を原因とする流

免除されます。

水道メーター取替えにご協力ください

皆さんのご家庭や各事業所などに設置して いる水道メーターは、計量法により有効期限 が8年と定められています。このため、市で は8年の有効期限が過ぎる前に、計画的に水 道メーターの取り替えを実施しています。

までに、申請してください

申請手続

納期限の7日前

準ずる損傷があるとき。

不能のとき、 どめないとき、 焼失などにより、

またはそれに または復旧 原型をと 因とする全壊、流失、埋没、

【家屋・償却資産】災害を原

合であるとき。

取り替え作業は、業者に委託して実施しま

す。屋外作業ですので、ご不在の場合でも 取り替えさせていただくことがありますの で、ご了承ください。

期限の税額が、軽減または受けた日以後に到来する納

資産税のうち、その災害をけたとき、今年度分の固定

災害により著し

被害を受

家屋や償却資産が

固定資産税が減免されます 災害で被害を受けたとき

取り替え作業中は、一時的に水道が使用 できなくなります。ご迷惑をおかけします が、ご協力をお願いします。

漏水調査にご協力を

漏水を早期発見するために、上水道漏 水調査(本管とメーターまでの供給管) を実施します。委託業者が、身分証明書 を携帯して各戸を調査しますので、ご協 力をお願いします(騒音の少ない夜間に 行うこともあります)。なお、調査費用を 直接市民の皆さんに請求することはあり ません。詳細はお尋ねください。

期間 8月16日※~ 11月10日

(土・ 日曜日、祝日を除く)。

調查節用

【本渡地域】枦宇土町、亀場町食場、楠浦町、 志柿町、瀬戸町、下浦町

【牛深地域】牛深町(岡東・天附・元下須除く)、 魚貫町 (池田除く)

【五和地域】西三、島、通詞、新浜、田向、君川水、 須の脇、土浦、崎中、上方、寺中、志田の原、 橋柿、上野原、荒河内、城木場、打越

【御所浦地域】牧本、長浦、椛ノ木、横浦、杉浦、

問本庁・水道課(本渡浄化センター内)☎231111 / 各支所

浄化槽ご使用の皆さんへ

浄化槽内の微生物が活動しやすい環境を 保つため、右の3つの維持管理が必要です。 浄化槽法ではそれぞれを定期的に実施する ことが義務付けられています。

また、浄化槽は使用開始後3~8カ月の 間に1回目の検査が実施されます。その後 は必ず年1回、公益社団法人・熊本県浄化 槽協会の法定検査を受けてください。

- ①保守点検 浄化槽の装置が正しく働いてい るか点検し、装置や機械の調整、修理、消 毒剤の補給などを行います。
- ②清掃 浄化槽内にたまった汚泥などを抜き 取り、機械類の洗浄を行います。
- ③法定検査 浄化槽が適正に維持、管理され ているか、放流された処理水が法令に基づ く水質基準を満たしているか検査します。

問本庁・下水道課(本渡浄化センター内)☎231111

5